平成２７年（フ）第１８７１号
大阪市旭区新森４丁目26番26号　カルム新森302、前住所大阪市旭区新森５丁目５番３号
破産者　新城　　茂
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９４３号
大阪府吹田市山田南29番１―604号
破産者　森本　和史
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１６９号
大阪市旭区高殿６丁目18番41―403号
破産者　木津　伸子
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３号
堺市西区神野町１丁12番７号、前住所堺市北区百舌鳥本町３丁527番地７　ヴィルメゾン上野芝517号
破産者　沖田　裕治
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
堺市東区西野292番地１　グリーンハイツ北野田405号、前住所大阪府富田林市錦織南１丁目17番19号
破産者　荒木　龍一
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２０号
大阪府松原市高見の里５丁目479番地の２―105号、前住所大阪府松原市上田５丁目８番９号
破産者　龍田　清春
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３７６号
大阪府松原市新堂５丁目249番地の14
破産者　枡田　光夫
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
兵庫県高砂市神爪１丁目１番20―505号グランパティオ宝殿、事務所の住所兵庫県高砂市神爪１―10―３
破産者　一鈴館こと　松本　一成
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３９６号
奈良市三条桧町９番４号
破産者　越智　　淳
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
熊本県合志市須屋627番地８、前住所熊本市東区保田窪４丁目16番16号
破産者　畠山　　剛
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１号
宮城県仙台市青葉区中山１―23―14　三石ハイツ101、住民票上の住所秋田県能代市末広町13番６号
破産者　中田　　基
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１１７号
愛知県稲沢市正明寺２丁目16番35―２号　ＧＲＡＣＩＡⅢ　Ｂ
破産者　野村　長志
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２２４号
兵庫県西宮市神園町３番118号
破産者　千足　紳一
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３３号
兵庫県尼崎市御園１丁目21番５―406号
破産者　小紋屋伝兵衛こと　田中　光雄
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３４号
兵庫県尼崎市御園１丁目21番５―406号
破産者　田中美栄子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３５号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目21番地　クオーレ武庫川106号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市元浜町１丁目21番　Ｃｕｏｒｅ武庫川106号
破産者　東原富正こと　鄭　　富正
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５３号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目12番28―101号
破産者　濱田　幸一
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県たつの市新宮町大屋247番地３、従前の住所兵庫県明石市魚住町中尾870番地の３
破産者　柳田　径哉
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部